

## 物 件 概 要

### 不動産の表示

所在（地番）	地目		地積（㎡）	
	登記	現況	登記	現況
玖波三丁目 50 番 16	宅地	宅地	625.04	625.04

### 登記記録に記載された事項

甲区	名義人	住所	大竹市小方一丁目 1 1 番 1 号
		氏名	大竹市
乙区	所有権に係る権利に関する事項		該当なし
	所有権以外の権利に関する事項		該当なし

### 都市計画法・建築基準法に基づく制限の概要

都市計画区域	市街化区域
用途地域	第一種住居地域（建ぺい率：60% 容積率：200%）
街路条件	南東側が国道2号線に接道 ※ただし、国道2号線との間に大竹市上下水道局が管理する土地（50番3）が存在します。 この土地を通行する場合は許可が必要となりますので、詳細については大竹市上下水道局へお問い合わせください。
防火地域の指定	なし
法22条区域の指定	あり
私道に係る制限	なし

### 都市計画法・建築基準法以外の法令に基づく制限の概要

宅地造成工事規制区域に該当しています

### 私道の負担に関する事項

なし

### 供給処理施設の状況

水道	下水道	電気	ガス
大竹市上下水道局にお問い合わせください	大竹市上下水道局にお問い合わせください	各電力会社にお問い合わせください	各ガス会社にお問い合わせください

### 造成宅地防災区域の該当

なし

### 土砂災害警戒区域等の該当

なし

### 津波災害警戒区域等の該当

なし（ただし、大型台風時には海からの越波のおそれがあります）

### 水害ハザードマップにおける当該土地の所在地

水害ハザードマップの有無	洪水	雨水出水（内水）	高潮
	なし	なし	なし
水害ハザードマップにおける土地の所在地	大竹市ホームページのWEB版ハザードマップを参照		

### 参考事項

- ①売却価格は当該物件を現状有姿で引き渡すことを前提とした金額です。大竹市は現状変更に係る一切の支出を行いませんので、現地をよく確認の上、申込みしてください。
- ②物件概要と現況に差異がある場合は、すべて現況が優先されます。
- ③大竹市は、広島県景観条例により大規模行為届出対象区域に指定されています。
- ④水害ハザードマップの「洪水」については、小瀬川の洪水を想定したのみとなります。